

琴平町 介護予防訪問介護相当サービス(A2) サービスコード表

サービスコード		サービス内容略称	算定項目				合成 単位数	算定単位	
種類	項目								
A2	1111	訪問型独自サービス 11	イ 1週当たりの標準的な回数を定める場合	(1)1週に1回程度の場合		1,176単位	1,176	1月につき	
A2	2111	訪問型独自サービス 11日割		日割の場合	÷ 30.4日	39単位	39	1日につき	
A2	1211	訪問型独自サービス 12		(2)1週に2回程度の場合		2,349単位	2,349	1月につき	
A2	2211	訪問型独自サービス 12日割		日割の場合	÷ 30.4日	77単位	77	1日につき	
A2	1321	訪問型独自サービス 13		(3)1週に2回を超える程度の場合		3,727単位	3,727	1月につき	
A2	2321	訪問型独自サービス 13日割		日割の場合	÷ 30.4日	123単位	123	1日につき	
A2	2411	訪問型独自サービス 21	ロ 1月当たりの回数を定める場合	(1)標準的な内容の指定相当訪問型サービスである場合		287単位	287	1回につき	
A2	2511	訪問型独自サービス 22		(2)生活援助が中心である場合	(一)所要時間20分以上45分未満の場合	179単位	179		
A2	2621	訪問型独自サービス 23			(二)所要時間45分以上の場合	220単位	220		
A2	1411	訪問型独自サービス 短時間サービス		(3)短時間の身体介護が中心である場合		163単位	163		
A2	C211	訪問型独自サービス 高齢者虐待防止措置未実施減算11	高齢者虐待防止措置未実施減算	イ 1週当たりの標準的な回数を定める場合	(1)1週に1回程度の場合	12単位減算	-12	1月につき	
A2	C220	訪問型独自サービス 高齢者虐待防止措置未実施減算11日割			日割の場合	÷ 30.4日	1単位減算	-1	1日につき
A2	C212	訪問型独自サービス 高齢者虐待防止措置未実施減算12			(2)1週に2回程度の場合		23単位減算	-23	1月につき
A2	C213	訪問型独自サービス 高齢者虐待防止措置未実施減算12日割			日割の場合	÷ 30.4日	1単位減算	-1	1日につき
A2	C214	訪問型独自サービス 高齢者虐待防止措置未実施減算13		(3)1週に1回程度の場合		37単位減算	-37	1月につき	
A2	C215	訪問型独自サービス 高齢者虐待防止措置未実施減算13日割			日割の場合	÷ 30.4日	1単位減算	-1	1日につき
A2	C216	訪問型独自サービス 高齢者虐待防止措置未実施減算21		ロ 1月当たりの回数を定める場合	(1)標準的な内容の指定相当訪問型サービスである場合		3単位減算	-3	1回につき
A2	C217	訪問型独自サービス 高齢者虐待防止措置未実施減算22			(2)生活援助が中心である場合	(一)所要時間20分以上45分未満の場合	2単位減算	-2	
A2	C218	訪問型独自サービス 高齢者虐待防止措置未実施減算23				(二)所要時間45分以上の場合	2単位減算	-2	
A2	C219	訪問型独自サービス 高齢者虐待防止措置未実施減算短時間			(3)短時間の身体介護が中心である場合		2単位減算	-2	
A2	6001	訪問型独自サービス 同一建物減算1	事業所と同一建物の利用者等にサービスを行う場合	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合		所定単位数の10%減算		1月につき	
A2	6003	訪問型独自サービス 同一建物減算2		事業所と同一建物の利用者50人以上にサービスを行う場合		所定単位数の15%減算			
A2	6002	訪問型独自サービス 同一建物減算3		同一の建物等に居住する利用者の割合が100分の90以上の場合		所定単位数の12%減算			
A2	8000	訪問型独自サービス 特別地域加算	特別地域加算			所定単位数の15%加算		1日につき	
A2	8001	訪問型独自サービス 特別地域加算日割				所定単位数の15%加算			
A2	8002	訪問型独自サービス 特別地域加算回数				所定単位数の15%加算			
A2	8100	訪問型独自サービス 小規模事業所加算	中山間地域等における小規模事業所加算			所定単位数の10%加算		1月につき	
A2	8101	訪問型独自サービス 小規模事業所加算日割				所定単位数の10%加算		1日につき	
A2	8102	訪問型独自サービス 小規模事業所加算回数				所定単位数の10%加算		1回につき	
A2	8110	訪問型独自サービス 中山間地域等提供加算	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算			所定単位数の5%加算		1月につき	
A2	8111	訪問型独自サービス 中山間地域等加算日割				所定単位数の5%加算		1日につき	
A2	8112	訪問型独自サービス 中山間地域等加算回数				所定単位数の5%加算		1回につき	
A2	4001	訪問型独自サービス 初回加算	ハ 初回加算			200単位加算	200	1月につき	
A2	4003	訪問型独自サービス 生活機能向上連携加算Ⅰ	ニ 生活機能向上連携加算	(1)生活機能向上連携加算(Ⅰ)		100単位加算	100		
A2	4002	訪問型独自サービス 生活機能向上連携加算Ⅱ		(2)生活機能向上連携加算(Ⅱ)		200単位加算	200		
A2	6102	訪問型独自サービス 口腔連携強化加算	ホ 口腔連携強化加算			50単位加算	50	1回につき	
A2	6269	訪問型独自サービス 処遇改善加算Ⅰ	ヘ 介護職員等処遇改善加算	(1)介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)		所定単位数の245/1000加算		1月につき	
A2	6270	訪問型独自サービス 処遇改善加算Ⅱ		(2)介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)		所定単位数の224/1000加算			
A2	6271	訪問型独自サービス 処遇改善加算Ⅲ		(3)介護職員等処遇改善加算(Ⅲ)		所定単位数の182/1000加算			
A2	6380	訪問型独自サービス 処遇改善加算Ⅳ		(4)介護職員等処遇改善加算(Ⅳ)		所定単位数の145/1000加算			
A2	6381	訪問型独自サービス 処遇改善加算Ⅴ1		(5)介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)	(一)介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(1)		所定単位数の221/1000加算		
A2	6382	訪問型独自サービス 処遇改善加算Ⅴ2			(二)介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(2)		所定単位数の208/1000加算		
A2	6383	訪問型独自サービス 処遇改善加算Ⅴ3			(三)介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(3)		所定単位数の200/1000加算		
A2	6384	訪問型独自サービス 処遇改善加算Ⅴ4			(四)介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(4)		所定単位数の187/1000加算		
A2	6385	訪問型独自サービス 処遇改善加算Ⅴ5			(五)介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(5)		所定単位数の184/1000加算		
A2	6386	訪問型独自サービス 処遇改善加算Ⅴ6			(六)介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(6)		所定単位数の163/1000加算		
A2	6387	訪問型独自サービス 処遇改善加算Ⅴ7			(七)介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(7)		所定単位数の163/1000加算		
A2	6388	訪問型独自サービス 処遇改善加算Ⅴ8			(八)介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(8)		所定単位数の158/1000加算		
A2	6389	訪問型独自サービス 処遇改善加算Ⅴ9			(九)介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(9)		所定単位数の142/1000加算		
A2	6390	訪問型独自サービス 処遇改善加算Ⅴ10			(十)介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(10)		所定単位数の139/1000加算		
A2	6391	訪問型独自サービス 処遇改善加算Ⅴ11			(十一)介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(11)		所定単位数の121/1000加算		
A2	6392	訪問型独自サービス 処遇改善加算Ⅴ12			(十二)介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(12)		所定単位数の118/1000加算		
A2	6393	訪問型独自サービス 処遇改善加算Ⅴ13			(十三)介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(13)		所定単位数の100/1000加算		
A2	6394	訪問型独自サービス 処遇改善加算Ⅴ14			(十四)介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(14)		所定単位数の76/1000加算		

週1回程度の利用を想定する者で、提供回数が4回/月を超える(5回以上)場合に使用する。

週2回程度の利用を想定する者で、提供回数が8回/月を超える(9回以上)場合に使用する。

週2回を超える利用を想定する者で、提供回数が12回/月を超える(13回以上)場合に使用する。